

定 款

株式会社 大阪ソーダ

株式会社 大阪ソーダ 定款

(平成29年10月1日改正)

第1章 総 則

第1条 (商号)

当会社は、株式会社大阪ソーダと称し、英文ではOSAKA SODA CO., LTD.と表示する。

第2条 (本店の所在地)

当会社は、本店を大阪市に置く。

第3条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ソーダ工業薬品、その他化学工業薬品、プラスチック、合成ゴム、農薬、肥料、石油製品、合成繊維、油脂、界面活性剤、塗料の製造ならびにそれらと松脂・蜜蠟・桐油等の天然化学製品、天青石・天然マグネシア・黒鉛等の鉱産物の加工、売買および輸出入
2. 医薬品、動物用医薬品、医薬部外品、医療用機械器具の製造、加工、売買および輸出入
3. ソーダ工業薬品製造用・銅箔製造用・鍍金用等の電極および電子機器用材料、同部分品、セラミックスの製造ならびに加工、売買、賃貸および輸出入
4. 食料品、清涼飲料、クロレラ・プロポリス・ローヤルゼリー等を主成分とする保健機能食品、健康食品、化粧品の製造、加工、売買および輸出入
5. 貯槽・熱交換器等の化学機械設備の設計、施工、請負、技術指導、売買、賃貸および輸出入
6. 情報通信システムの設計、開発、請負、技術指導、売買および賃貸
7. 計測器、計量機、理化学機器等の機械器具、環境改善機械器具、印刷機械器具、事務用機械器具の設計、施工、技術指導、製造、売買および輸出入
8. 土木、建築、とび・土工・コンクリート、石、電気、管、鋼構造物、舗装、板金、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、水道施設、消防施設、清掃施設の各工事の施工、請負および技術指導
9. 空調設備機器、厨房機器、浴槽、洗面化粧台、家具、建具等の住宅設備機器ならびにそれらの機器材料の製造、売買および輸出入
10. 家庭用電化製品、衣料品、寝具、玩具、衛生関連製品、健康機器その他生活関連用品等の製造、売買および輸出入
11. 不動産の売買、賃貸、管理および仲介

12. 陸上運送業、海上運送業および前各号の事業の代理業、問屋業、倉庫業ならびに輸出入に関するコンサルティング業務
13. 損害保険の代理業および生命保険の募集に関する業務
14. 特定有価証券に関する委託業務
15. 産業廃棄物、一般廃棄物の処理およびリサイクル業
16. 大気、水質、騒音等の環境測定・調査およびコンサルティング業
17. 労働者派遣事業
18. 前各号の事業に附帯関連する一切の業務

第4条（公告方法）

当会社の公告は、電子公告とする。ただし、やむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第5条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、60,000千株とする。

第6条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によつて市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第9条（単元未満株式の買増し）

当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第10条（基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によつて、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使できる株主または登録株式質権者とみなすことができる。

第11条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第12条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱および手数料ならびに株主の権利行使の方法については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

第13条（株主総会招集の時期）

当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時招集する。

第14条（株主総会の招集権者および議長）

当会社の株主総会は、あらかじめ取締役会の定めた代表取締役が招集し、議長となる。

代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、その株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に差し出さなければならない。

第18条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。

第4章 取締役および取締役会

第19条 (取締役会の設置)

当会社は、取締役会を置くものとする。

第20条 (取締役の数)

当会社の取締役は、8名以内とする。

第21条 (取締役の選任)

取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第22条 (取締役の解任)

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第23条 (代表取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

代表取締役は、取締役会の決議を執行し、会社業務を総轄する。

第24条 (取締役会議長)

取締役会は、その決議によって代表取締役のうち1名を取締役会の議長として選定する。

取締役会議長は、取締役会を招集する。

取締役会議長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに當る。

第25条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠により選任した取締役の任期は、前任者の残任期間とする。

第26条 (取締役会の招集の通知)

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第27条 (取締役会の権限)

取締役会は、法令または本定款が特に定める事項のほか、業務執行に関する重要な事項を決定する。

第28条 (取締役会の決議の方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第29条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

第30条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は、株主総会の決議によって定める。

第31条（顧問および相談役）

会社業務の指導および重要事項を諮問するため、取締役会の決議によつて、顧問および相談役若干名を置くことができる。

第32条（取締役の責任免除）

当会社は、取締役会の決議によつて、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第33条（監査役および監査役会の設置）

当会社は、監査役および監査役会を置くものとする。

第34条（監査役の数）

当会社の監査役は、4名以内とする。

第35条（監査役の選任）

監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第36条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠により選任した監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

第37条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第38条（監査役会の招集の通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第39条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

第40条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第41条（監査役の責任免除）

当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 6 章　会 計 監 査 人

第42条（会計監査人の設置）

当会社は、会計監査人を置くものとする。

第43条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第44条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第45条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て定める。

第 7 章　計 算

第46条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第47条（剩余金の配当等の決定機関）

当会社は、剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

第48条（剩余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第49条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める金銭の分配をすることができる。

第50条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。